

草津市くらし見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪発生 of 未然防止および事件が発生した場合の早期解決を図ることを目的とし、草津市（以下「市」という。）が行う無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の未然防止を目的として、市が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、または記録する機能を有し、かつ、当該撮影装置が有する無線通信機能を用いて記録した画像の取出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影・記録をされた映像情報をいう。
- (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。
- (4) 個人画像 無線通信式防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関または裁判所等の司法機関をいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラを設置し、または利用する場合においては、市民等がその容ぼうまたは姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関し適切な措置を講ずること。
 - (2) 無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。
- 2 画像の取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内

容が記録されるよう適切に管理すること。

- (2) 画像は、犯罪の未然防止および犯罪発生時の対応のために必要な場合に限って市自らが利用し、または捜査機関等に提供することとし、他の目的で利用し、または提供しないこと。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。
- (2) 専用パソコンは、施錠設備を有する保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のための万全の措置を講ずること。

(無線通信式防犯カメラの設置)

第4条 無線通信式防犯カメラは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる場所に設置するものとする。

- (1) JR草津駅およびJR南草津駅周辺の街頭
- (2) 主要幹線道路の交差点周辺の街頭
- (3) 草津警察署（以下「警察署」という。）などから提供される情報に照らして、市が必要と判断する場所

2 前項の規定により無線通信式防犯カメラを設置するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置台数は、設置目的に照らして必要な範囲内の台数とすること。
- (2) 撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。
- (3) 無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民等が認識することができるよう設置場所周辺の見やすい箇所に標識等を掲示すること。

3 設置箇所は別表のとおりとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(管理責任者等)

第6条 無線通信式防犯カメラを設置するときは、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）および画像取扱員を置かなければならない。

2 管理責任者は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課の課長等（草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）第2条に掲げる室、課またはセンターならびに草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教委規則第6号）第2条の表に掲げる室または課に規定する施設の長をいう。以下同じ。）がなるものとし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の選定に関する事。
- (2) 画像の保存ならびに利用および提供に関する事。
- (3) 捜査機関等に対する画像の提供に関する事。
- (4) 運用責任者および画像取扱員の選任に関する事。

3 管理責任者は、前項各号に掲げる事務の適正化を図るため、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の係長以上の職の職員のうちから運用責任者を選任するものとし、運用責任者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守および維持管理に関する事。
- (2) 無線通信式防犯カメラおよび専用パソコンの保守および維持管理に関する事。

4 画像取扱員は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する。

（専用パソコンの配置等）

第7条 専用パソコンは、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等に必要な台数を配置する。

（守秘義務）

第8条 管理責任者、運用責任者、画像取扱員その他無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関与する職員は、画像から知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（画像の利用）

第9条 管理責任者は、設置目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取出しの対象となる無線通信式防犯カメラおよび画像の日時その他画像の

取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（別記様式第1号。以下「管理台帳」という。）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像または記録媒体の管理）

第10条 画像を保管する期間は、原則として14日以内（次条に基づき提供を行う期間を除く。）とする。ただし、管理責任者は、犯罪の未然防止等のために特に必要があると認めるときは、画像を保管する期間を別に定めることができる。

2 前項の期間を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。ただし、当該方法による消去がなされない場合は、管理責任者は、速やかにこれを消去しなければならない。また、管理責任者は、必要と認める場合は、前項の期間の経過を待たずに、画像の消去をすることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集または加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、または印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理責任者は、無線通信式防犯カメラにパスワードを設定する等の適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

6 無線通信式防犯カメラから取り外した記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のために万全の措置を講じなければならない。

7 記録媒体の廃棄は、粉砕、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、管理する画像および記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(提供の制限)

第11条 個人画像情報の提供を求める者は、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第2号）を管理責任者に提出し、申請しなければならない。この場合において、管理責任者が当該個人画像情報を提供するときは、設置目的および当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。

(警察署との連携)

第12条 設置目的を達成するため、必要と認めるときは、市と警察署との間で、無線通信式防犯カメラならびに画像の管理および運用に関する協定を締結することができる。

- 2 前項に規定する協定の対象となる無線通信式防犯カメラは、市と警察署とが協議して決定する。
- 3 第1項の協定を締結したときは、市は、第7条の規定にかかわらず、警察署生活安全課に設置するための専用パソコン（以下「警察専用パソコン」という。）を必要な台数に限り、警察署に貸与することができる。
- 4 第1項の協定には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。
 - (1) 警察署に画像管理責任者（以下「警察署画像管理責任者」という。）を置くこと。
 - (2) 警察署画像管理責任者は、画像および警察専用パソコンの適切な管理および運用を行うため、警察署における画像管理運用要領を定めるとともに、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。
 - (3) 警察署において画像を扱う者は、画像から知り得た情報を漏らしてはならないこと。
 - (4) 捜査機関等からの求めについて、滋賀県草津警察署長（以下「警察署長」という。）から管理責任者に対し、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書および捜査関係事項照会書を提出して申請があったときは、管理責任者が承認することにより、画像取扱警察職員が、警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができること。ただし、夜間、休日等の設置する無線通信式防犯カメラ

を所管する課等の執務時間外に緊急を要する犯罪捜査においてやむを得ないと認められるときは、あらかじめ承認を得ることなく警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができる。この場合においては、事後速やかに、警察署長は緊急利用草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第3号）および捜査関係事項照会書を管理責任者に提出して申請しなければならない。

(5) 警察署は、警察署画像管理責任者の設置および変更があった際には、直ちに市に報告をしなければならない。

5 管理責任者は、警察署長から前項第4号に規定する申請があった場合は、画像取扱員をして、管理台帳に必要な事項を記録させるものとする。

6 管理責任者は、画像取扱警察職員による画像の取出し状況を確認するため、警察署長に対し、毎月、警察専用パソコンに記録された画像の取出し履歴に係る情報の提出を求め、管理台帳に記録された事項と照合するものとする。

(設置・運用等状況の報告)

第13条 管理責任者は、毎年度、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用の状況について、危機管理監に報告するものとする。

2 管理責任者は、画像の流失もしくは漏えいまたは記録媒体の盗難もしくは紛失があった場合は、速やかに、危機管理監に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第14条 管理責任者は、市民等から管理する無線通信式防犯カメラの設置、管理または運用について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(委任等)

第15条 この要綱に定める文書等の様式およびこの要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表(第4条第3項関係)

防犯カメラ番号	設置場所	数量
BK-2501	大路1丁目14	1
BK-2502	木川町848-6	1
BK-2503	西大路町4-33	1
BK-2504	西大路町910-1	1
BK-2505	草津2丁目3-53	1
BK-2506	渋川1丁目1-16	1
BK-2507	渋川1丁目1-16	1
BK-2508	渋川1丁目1-16	1
BK-2509	渋川1丁目1-16	1
BK-2510	渋川1丁目1-16	1
BK-2511	渋川1丁目1-16	1
BK-2512	渋川1丁目1-16	1
BK-2513	渋川1丁目6-10	1
BK-2514	渋川1丁目4-29	1
BK-2515	大路2丁目3-10	1
BK-2516	矢橋町2080-3	1
BK-2517	新浜町209-25	1
BK-2518	新浜町291-5	1
BK-2519	新浜町311-4	1
BK-2520	下物町1091-161	1
BK-2521	新浜町365-1	1
BK-2522	矢橋町883	1
BK-2523	南草津プリムタウン2丁目14-2	1
BK-2524	野村8丁目2-23	1
BK-2525	南草津1丁目14-1	1
BK-2526	南草津1丁目14-1	1
BK-2527	南草津1丁目14-1	1
BK-2528	野村6-14-31	1
BK-2529	南草津1丁目14-1	1
BK-2530	野路1丁目15-5	1
BK-2531	南草津1丁目14-1	1
BK-2532	野路5丁目7-15	1
BK-2533	野路町165-1	1
BK-2534	新浜町433-7	1
BK-2535	笠山3丁目12-34	1
BK-2536	笠山3丁目7-27	1
BK-2537	笠山4丁目10-39	1
BK-2538	笠山6丁目11-18	1
BK-2539	笠山8丁目10-5	1
BK-2540	野路町2303-7	1
BK-2541	桜ヶ丘4丁目13-15	1
BK-2542	桜ヶ丘4丁目8-11	1
BK-2543	野路東1丁目1-1	1
BK-2544	野路東1丁目1	1
BK-2545	野路東1丁目1	1
BK-2546	野路東5丁目10-25	1
BK-2547	木川町336-31	1
BK-2548	西矢倉2丁目8	1
BK-2549	北山田町2363-3	1
BK-2550	片岡町690	1

別記

様式第1号（第9条第3項関係）

草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳		
		年 月 日
申請者	機関名	氏名
利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）	
防犯カメラ設置場所 （防犯カメラ番号）		（ - ）
		（ - ）
		（ - ）
		（ - ）
		（ - ）
画像取出日 （画像取扱員名）	年 月 日 （ _____ ）	
特記事項		

緊急利用 草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

(あて先)
草津市長

(申請者) 機関名等
代表者氏名 印
担当者氏名
電話番号

下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	(-)
	(-)
	(-)
	(-)
	(-)
画 像 取 出 日 (画像取扱員名)	年 月 日 ()
特 記 事 項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

/	/	/	/	/	/	/